

ガイドラインの運用状況について(20 年 2 月～4 月)

2020 年 5 月 21 日

スカパーJSAT (株)

Ⅱ－１－（１） 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」に関する説明は、2 月 28 日「経営者連絡会」(※)にて行いました。(「資料 4-2」参照)

(※)：Web 会議サービスでの開催 以下同様

Ⅱ－１－（２） 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、2 月 28 日の「経営者連絡会」(※)にて行いました。(「資料 4-2」参照)
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、親会を 3 月 12 日 (*)、3 月 26 日 (*)、4 月 27 日 (*)、施策検討 WG を 2 月 14 日、3 月 19 日 (*)、4 月 17 日 (*)、に行っております。(「資料 5-1.2.3」参照)

(*): 書面開催 以下同様

- ・ 各種施策等についての詳細の説明は「事業者連絡会」にて、2 月 21 日 (*)、3 月 27 日 (*)、4 月 24 日 (*)に行いました。(「資料 4-2」参照)

Ⅱ－１－（３） マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。

Ⅱ－１－（４） 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に役務提供開始手続きに至った案件は発生しておりません。

Ⅱ－１－（５） 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に閉局がありましたが、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件ではございません。

Ⅱ－２－（１） 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ－２－（２） パック・セット組成への関与

- ・ 適正に運用しております。

Ⅱ-2-(3) プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 2 月 28 日開催の「経営者連絡会」(※)において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しております。(「資料 4-2」参照)

Ⅱ-2-(4) その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き (に関する適正運用)

- ・ 期間内に、開局、閉局、吸収合併、料金変更が行なわれましたが、ガイドラインに則り適正に運用しております。(「資料 4-3」参照)

Ⅱ-3-(1) 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、4 月 10 日 (※) に開催いたしました。(「資料 4-4」参照)

その他

1) ガイドラインの部分改定について

2 月 28 日開催の「経営者連絡会」(※)にて全事業者に説明、4 月 1 日より改定を実施し、当社 HP に掲載しました。なお、既存ガイドラインでは提供する役務の詳細として別表を添付していましたが、規約化することで削除しましたので、これまで別途作成していた「放送法第 155 条に定められた業務の実施方針」とほぼ同じ内容となりました。

そこで、この 2 つを統合し当社 Web サイトに掲載、すべての放送事業者・番組供給事業者にその旨を「同報メール」で送付しています。

2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う視聴料等のお支払い期限および解約申込受付期限の延長について

【お支払い期限の延長】

視聴料等のお支払いを期限までに行うことが困難となっているお客様よりお申し出があった場合に、お支払い期限を延長いたしました。お支払い期限を最大 2 カ月間延長、受付期間は 2020 年 4 月 28 日 (火) から 2020 年 5 月 31 日 (日)。

【解約申込受付期限の延長】

お客様よりお申し出があった場合に、2020 年 4 月度の商品およびサービスの解約を 2020 年 5 月 10 日 (日) まで延長して受付ました。

対象サービス・料金：スカパー！、スカパー！プレミアムサービス、スカパー！プレミアムサービス光の月額基本料、視聴料、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金など。

以上